フォーカシング普及・活動助成金の審査をする際の考え方や基準に関して下記の視点を参考にしていただけますと幸いです。

第２条：助成対象

1. 広く一般社会に対しフォーカシングの認知度向上を目的とした普及活動とする。
* 普及活動(研修、ワークショップ、講演会)について、どのような方を対象としているか明記がされているか （ Yes ・ No ）
* 対象の方に普及活動をすることがどのようにフォーカシングの認知度向上に貢献するかが明記されているか （ Yes ・ No ）
* 上記の内容を確認した上で、申請内容が広く一般社会に対しフォーカシングの認知度向上に資すると感じるかどうか

この項目に関して点数を1〜10点で評価してください(10点満点)。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |

もし評価に関する理由がありましたら記載ください。

|  |
| --- |
|  |

(2) 助成対象は、本協会への入会促進を目的とした普及活動とする。

* 本協会への入会促進をどのように実施するか、工夫等が明記されているか（ Yes ・ No ）
* 上記の内容を確認した上で申請内容が本協会への入会促進に資すると感じるかどうか

この項目に関して点数を1〜10点で評価してください(10点満点)。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |

もし評価に関する理由がありましたら記載ください。

|  |
| --- |
|  |

第３条 助成条件

1. 代表者1名は本協会メンバーであり、かつ、普及活動は本協会メンバーが中心となって活動しているか？

（ Yes ・ No ）

1. 普及活動の講師は、The International Focusing Institute認定フォーカシングトレーナー、フォーカシングプロフェッショナル、フォーカシング指向心理療法家、コーディネーター、コーディネーター・イン・トレーニングのいずれかの者が登壇しているか？

（ Yes ・ No ）

1. 募集定員が6名以上であるか？

（ Yes ・ No ）

1. 申請内容は初心者が参加可能なものであることとする
* 申請内容がフォーカシングを初めて体験・学ぶ者にとって理解しやすい内容であるかどうかに関して言及されているか
* 申請内容がフォーカシングを初めて体験・学ぶ者にとって理解しやすい工夫や配慮がなされた内容になっているかどうかが明記されているか
* 上記の内容を確認した上で申請内容申請内容は初心者が参加可能なものであると感じるかどうか

この項目に関して点数を1〜10点で評価してください(10点満点)。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |

もし評価に関する理由がありましたら記載ください。

|  |
| --- |
|  |

第10条 連続応募

* 申請者もしくは申請者を含むグループの応募は今回が初めてもしくは2回目である。

（ Yes ・ No ）

細則第４条 日本フォーカシング協会入会を促進するための記載

研修会の広報を行う際には、申請者は日本フォーカシング協会が広く周知されるよう広報媒体に組み込まなければならない。

* 広告媒体に本協会のことが記載されているか　 （ Yes ・ No ）
* 記載は適切か(小さい文字で気づかない場所に書かれているかなど) （ Yes ・ No ）
* 上記の内容を確認した上で、広報媒体への本協会の記載内容についてフォーカシングの認知度や本協会への入会促進に資すると感じるかどうか

この項目に関して点数を1〜10点で評価してください(10点満点)。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |

もし評価に関する理由がありましたら記載ください。

|  |
| --- |
|  |

総合評価

* 本申請について総合的に判断してどの程度助成に資するものであるか、点数を1〜10点で評価してください(10点満点)。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |

* 助成額について□にチェックをお願いします＊。
* 助成額5万円全額（あるいは予算内で可能な限り）助成する
* 一部の助成とする（その場合の金額：　　 　円）
* 本申請への助成は不適格である

もし評価や助成額に関する理由がありましたら記載ください。

|  |
| --- |
|  |

＊支給額の決定に関してはフォーカシング普及・活動助成事業規定第6条に「支給額の決定は、本助成事業の申請に必要な事前の提出資料をもとにフォーカシング普及・活動助成委員会によって決定される。」とあります。

また、助成金の用途に関しては7条に「助成金の使用用途については申請者の判断に委ねる」とあります。

以上より、申請内容を勘案して助成額の金額を選択、また[一部助成]の場合は金額を記入してください。提示された金額を元にフォーカシング普及・活動助成委員会にて最終的な金額を決定します。